

お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

不慮の事故の判断（入院給付金・手術給付金・身体障害等）

お支払い できる場合

横断歩道を渡っていたところ、信号無視の自動車にはねられ、両足を骨折したため、入院治療を受けられた場合

約款で定める「対象となる不慮の事故」に該当するため、災害入院給付金をお支払いします。

お支払い できない場合

「脳卒中」の後遺症のため、嚥下障害になっている方が、食物を喉に詰まらせて窒息して入院された場合

疾病により嚥下障害の状態にある方の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息は、「約款」に定める「対象となる不慮の事故」の分類項目から除外されており、災害入院給付金をお支払いできません。

解説

- 「不慮の事故」とは、**急激かつ偶発的な外来の事故**のことを指します。
- ただし、急激かつ偶発的な外来の事故に該当するか否かにかかわらず、**除外する事故**もございます。

<除外する事故（約款抜粋）>

項目	除外する事故
疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病、熱射病）の原因となったものをいいます。）

※（引受緩和型）医療終身保険では、当該事故で入院した場合には疾病入院給付金をお支払いします。

詳細につきましては「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。